

憲法違反の特定秘密保護法案に反対する

秘密保護は国益（国民の利益）に反する

10月28日安倍内閣が国会に提出した「特定秘密保護法案」は、その目的も内容も民主主義国家であるわが国にとって、とうてい受け入れられるものではない。過去に問題となった漏洩問題は、沖縄返還をめぐる密約や中国漁船衝突のビデオなど、政府や官庁が秘匿していた情報が国民の前に明らかになった事件であった。政府による情報秘匿は国益（国民の利益）ではなく、政治家や官僚にとっての利益である。十分な情報公開によって国民が正しい判断ができることが、人類が到達した現代の民主主義国家の姿ではないだろうか。

憲法違反きわまりない法案

この法案では重要な情報が行政機関の一存で特定秘密とされることにより、取材や調査活動など報道の自由が不当に制限され、国民の知る権利が侵害される。「適正評価」などは国民へのプライバシーの侵害に他ならない。また特定秘密の範囲が広く、禁止事項も抽象的であることから恣意的な運用が可能であり、罪刑法定主義を定めた憲法31条違反である。さらに国会議員や裁判官・弁護人にも明らかにされないなど、国会を最高機関とする憲法41条違反であり三権分立の精神にも抵触する。さらにこの法案成立を急ぐ理由が、日本版NSC設置法案と連動して集団的自衛権（武力）の行使を図ろうとするものであることから、憲法9条違反は明らかである。

このように特定秘密保護法案は、現行憲法の基本原則である基本的人権の尊重・国民主権・平和主義から大きく外れ、自民党の憲法改正草案の先取りであると言わねばならない。

必要なのは現行法の整備、今国会で廃案に

米国政府による世界規模の盗聴活動が国際問題になっている現在、日本政府に必要なことは電子機器のセキュリティ整備と国家公務員法など現行法の活用である。特定秘密保護法案に対する世論は圧倒的に反対が多い。今国会にこだわらず慎重審議を求める声は8割を超える。

昨年の総選挙で自民党は294議席（議席占有率60%以上）を得たが、政党支持を示す比例得票数は1660万票、政権を失った前回の1880万票から減らしている。また有権者比で言えば16%にすぎない。政府・自民党は小選挙区制度による虚構の多数であることを自覚し、強行採決などは絶対に行ってはならない。国民の声に真摯に耳を傾け、今国会でこの法案を廃案にすることを求めるものである。

2013年11月14日

核兵器廃絶をめざす富山医師医学者の会 世話人会
世話人代表 金井 英子